

南島原市景観審議会委員募集

📍 都市計画課 ☎050(3381)5067 FAX0957(85)3136
〒859-2412 南有馬町乙1023番地 E-mail: toshikeikaku@city.minamishimabara.lg.jp

市では、「南島原市景観審議会委員」のうち、一部を一般から公募します。
審議会では、有識者や市民の意見を市の景観行政に反映させ、市民との協働によるまちづくりを推進するための方策の検討、市の景観に関する調査、審議などを行います。

■ 景 観 計 画

良好な景観を保全、育成していくための方針や、行為の制限に関する事項などを定めた計画のこと。今後の景観行政において、根幹となる計画。

■ 募 集 人 数

若 干 名

■ 任 期

2 年 間

■ 応 募 締 切

9月20日(火)



■ 応 募 資 格

- 次の条件を満たす人。
- ①市内に在住し、平成28年4月1日現在で満18歳以上の市民であること（高校生は応募不可）。
 - ③平日の昼間の会議に出席できる人
 - ④南島原市の景観まちづくりに高い関心を持ち、建設的な意見を持つ人

■ 応 募 方 法

都市計画課、支所（市ホームページからダウンロード可能）に備えている応募用紙に必要事項を記入し、郵送（持参可）、ファックス、Eメールで応募ください。

食の一大イベント 「南島原FoodExpo2016」出展者募集

📍 商工観光課 ☎050(3381)5032



「南島原FoodExpo」を今年も開催します。
出展を希望する人、検討している人などお気軽にお問い合わせください。

📅 11月3日(木・祝) 午前10時～午後4時

📍 須川港多目的防災広場(西有家町)

📄 物産展、ステージイベント、観光PR

📄 50社程度

📄 市内の企業・団体

📄 9月23日(金)

📄 電話で申し込んでください。

出展者
募集

障 害 者 巡 回 歯 科 診 療

📍 健康対策課 ☎050(3381)5141



障がいのある人の歯科診療の機会を確保するため、歯科診療車による巡回歯科診療を行います。

📅 11月4日・11日・18日・25日(毎週金曜日)

📍 若菜寮(島原市)

📄 一般の歯科診療所での治療・検診・通院が困難な障害者(児)の人

📄 保険診療のみ(一部負担金は自己負担)

📄 9月30日(金)

📄 健康対策課、福祉課、各支所の窓口にて備えている「申込書」を提出してください。

9 月 は 老 人 福 祉 月 間 で す ～ 皆 さ ん へ 日 ご ろ の 感 謝 を 込 め て ～

📍 福祉課 ☎050(3381)5051

長年にわたり社会に尽くされた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするとともに、身近にある高齢者問題について考え、理解を深めましょう。



■ 長 寿 祝 金

- 📄 平成28年度内に100歳になる人
- 📄 誕生日以降に市長がお祝いに伺います。
お祝状、お祝金(5万円)、花束などを贈呈。
・平成26年度…20人 ・平成27年度…23人

■ 敬 老 祝 金

- 📄 満88歳になる人(基準は9月1日)
- 📄 お祝金(1万円)を口座振込みまたは現金(支給日:9月20日(火))。
・平成26年度…426人 ・平成27年度…366人

■ 最 高 齢 者 訪 問

- 📄 平成28年度内での最高齢者
- 📄 花束を持参し、市長がお祝いに伺います。

■ 金 婚 式

- 📄 1月1日現在で婚姻期間が50年を経過したご夫婦
- 📄 お祝状、お祝金(1万円)などを贈呈。
※窓口での本人申請になります。
申込みをお忘れなく!
・平成26年度…130組 ・平成27年度…92組

※金婚式以外の対象者には、市から個別に連絡をします。

障 害 者 福 祉 医 療 費 の 更 新 手 続 き を お 忘 れ な く

📍 福祉課 ☎050(3381)5051

障害者福祉医療費受給者証の更新手続きを行います。更新の手続きをしないと、受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

● 申 請 期 間

9月6日(火)～20日(火)

📍 福祉課、市民サービス課、各支所

- 📄 身体障害者手帳1・2級、3級所持者
- ・療育手帳A1・A2、B1所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者

● 支 給 額

- 医療機関で受診し、支払った一部負担金が次の福祉医療自己負担額を超える場合、超えた額を支給します(支給申請の手続きが必要)。
- ① 1医療機関ごと、1日につき800円(月上限額1,600円)
- ② 院外処方薬局での負担金は全額支給。
- ※身体障害者手帳3級、療育手帳B1の人は、①・②で得た額の2分の1の額。
- ※精神障害者保健福祉手帳1級の人は、通院のみが対象。

全 国 一 斉 「 高 齢 者 ・ 障 害 者 の 人 権 あ ん し ん 相 談 」 強 化 週 間

☎0570-003-110

📅 9月5日(月)～11日(日) 午前8時30分～午後7時
(土・日は午前10時～午後5時)

障がいのある人に対する不当な扱い、高齢者への虐待など、
ひとりでは悩まず、電話してください。
📍 長崎地方法務局人権擁護課
☎095(820)5982